	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
目	_6 次産業化の推進_	加工・販売促進
的	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	機械購入
	実施主体別	その他(集落営農組織)

事	事業名 集落営農活性化プロジェクト促進事業(国庫・継続) 【集落営農活性化プロジェクト促進事業】						
	アピール 集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で3 ポイント				友援する。		
+		客営農における活性化に			予	算額(刊)	10,000
事業	の維持	R、新たな作物の導入等	の取組を文	援する。	4	国	10, 000
の趣に					内	県	_
加					訳	その他	_
事	1 L	どごっいべくりゃの古極				補助率	標準事業費
争業の内容等	の 又は近隣集落等との合意形成を支援(支援期間:最長5年) 内 容				定額	補助限度額 1,000万円 以内/集落 営農組織 (予定) 100万円 上限/年	
(5)集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費 定額 《事業実施主体》 1及び2(1)~(4):市町村、2(5):県、市町村 【採択要件】 1 組織の定款又は規約を有すること。 2 共同販売経理を実施していること。 3 人・農地プランもしくは地域計画に位置付けられていること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須と					となること。		
実施	並期間	令和4~8年度	担当	構造政策課 農村浴 (内線5063、直通(-	

目 地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 /スマート農業
的担い手の育成	経営改善
別農地の利用集積	規模拡大・集団化
実施主体別	県

事							
尹	来和 ———	不米をうくる四北室小	四辰耒畑化	尹未(吳早・枢統)			
アピール 西北管内における労働力不足に対応した大ポイント の普及を図るとともに、中小規模稲作経営体体系を普及することにより、生産性や収益性指す。			稲作経営体における	水和	省十高収 益	益作物の作付	
事		見模稲作経営体への農地 対応したスマート農業へ	予	算額(刊)	3, 007		
事業の	菜での	可応したスマート展業へ O排水対策の効果が確認 こい農家が増加している	はれ、ブロ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	内	玉	_
趣旨	<i>_0</i>)ため、100ha規模の大規	見模稲作経営		訳	県	3, 007
日		に対応できる水稲+高収益作物の複合経営の拡大を推				その他	_
事	-	国北型水田農業推進協議 スマート農業と真似さ		白はを獣蚊の築字		補助率	標準事業費
事業の内容等	2 スマート農業の普及に向けた取組強化						
	【令和5年度実施計画等】 1 スマート農業と高収益作物導入のための戦略策定に向けた会議の開催 2 スマート農業普及展示ほを活用した現地実演会の開催 3 西北型水田農業スマート農業技術導入マニュアルの内容拡充 4 高収益作物の導入が可能となる作付体系の検討及び先進地調査の実施 5 高収益作物普及展示ほを活用した現地検討会の開催 6 高収益作物導入に向けた作付可能面積、収益性等の調査						
実施期間 令和3~5年度 担当 西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室(代表0173-34-2111、内線235)							

目的	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 /スマート農業
別別	 担い手の育成	│ <u>間地域振興 /スマート農業</u> │ 集落営農
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	実施主体別	県

実施主体別			県					
事	業名	次代に引	き継ぐ上北地	垃集落営農	活性化事業(県単・	新規	見)	
	ピールイント	落営農組		の連携を強	E化し、地域の農業を 試化し、収益性改善に			
±					静化や担い手不足に なるしに加え、土	予	算額(秤)	4, 226
事業の	規模総	圣営体への	優良農地の移	多転が急激し	ったことに加え、大に進行し、米価下落	н	国	_
の趣旨	織が角	解散・休止	している。		から、5年間で4組	内	県	4, 226
日	割を見	果たしてい	くには、コア	アとなる集落	等し、地域農業の役 客営農組織の育成と サルギに向けた取得	訳	その他	_
]の傾の連携が [い手づくりの		生改善に向けた取組である。			
市			農組織活性化				補助率	標準事業費
事業の内容等	(2) (3) (4) (4) (2) (1) (2)	集を先県上先す組複テ 落新集し 世法組を新組規落設進外北進る織数一 営た落、 代人織対た織就営置事先地事セ間のタ 農な営作 の化の象なの農農 例進域例ミの組一 活チ農業 担に将とオ新者	調事活、ナ話織等 性ャの性 い向来しぺた 査例性実一し間の 化レ活や 手けをたレな調セ結催いの門 向ジ化益 く若うミタペ 査ミ果 の話家 けプに性 り手リナーレー	市 一報 性合派 チンけの 支成ダ開確々时 告 化い遣 ヤのた実 援員一催保一人 で	ミチャレンジプランを	容シ公成や		30万円 /組織 年3組織
実施	並期間	令和5~	6年度	担当	上北地域県民局地域 農業普及振興室 (直通0176-23-	,		

	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
目	担い手の育成	経営改善 / その他(IT化)
的	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
別	生産基盤の整備	その他(飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	実施主体別	その他(公益社団法人あおもり農業支援センター)

事業名 草地畜産基盤整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】						
アピール 飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育ポイント の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。						
	予	算額(刊)	145, 694			
用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活	国	106, 940				
こ貝 9 る。		県	38, 754			
	汃	その他	_			
		補助率	標準事業費			
基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備 家畜排せつ物処理施設整備等 農機具等導入 業実施主体》 益社団法人あおもり農業支援センター		(1)、(2) 国50% 県15% (3) 国50% 県7.5%				
	【農山漁村地域整備交付金】 飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。 産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤とし用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活こ資する。 事業合加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備基本施設整備草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等農業用施設整備隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備家畜排せつ物処理施設整備等。農機具等導入業実施主体》 益社団法人あおもり農業支援センター R要件】 草地整備型(公共牧場整備事業)	【農山漁村地域整備交付金】 飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手のでの造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。 室物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積ではよる規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤としますることにより、畜産主産地の形成と地域経済の活定資する。 事業内容事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備を基本施設整備で地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等に家畜排せの物処理施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等に要増して物処理施設整備等に要増して物処理施設整備等に要換具等導入業実施主体》 強社団法人あおもり農業支援センター R要件】 草地整備型(公共牧場整備事業)	【農山漁村地域整備交付金】 飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るの造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。 室物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積 予算額(刊) 進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤とし用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活 国 果 その他 事業内容事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 農機具等導入 業実施主体》 監社団法人あおもり農業支援センター R要件】 草地整備型(公共牧場整備事業)			

- (2)公共牧場の既存草地面積が100ha(中山間地域は50ha)以上であること。
- (3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。
- (4) 事業完了後の受益面積が60ha (中山間地域は30ha) 以上であること。
- 2 畜産担い手総合整備型(再編整備事業)
- (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。
- (2) 事業参加者が10人(中山間地域については5人)以上であること。
- (3) 家畜飼養頭数(豚換算)が2,000頭(中山間地域は1,000頭)以上であること。
- (4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること。
- (5) 受益草地等の面積が30ha (中山間地域は15ha) 以上であること。

【令和5年度実施計画等】

和平地区(田子町)、むつ・東通地区(むつ市・東通村)、八森地区(六ヶ所村)

実施期間	昭和59~令和9年度	担		畜産課 飼料環境グループ (内線4823、直通017-734-9497)
------	------------	---	--	---

目	地域を変えるための切り口	地域の活性化
的	担い手の育成	新規就農 / 法人化 / 集落営農
別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	実施主体別	市町村

	美胞主体別 中町村							
事	業名		策定推進緊急 画策定推進緊					
	ペール				を踏まえ、地域の農 盤強化促進計画」の			
					地域が目指すべき将	予	算額(秤)	39, 256
事業の	進計画	面 (地域計	画)の策定に	向けた取組	農業経営基盤強化促出を支援し、農業の	ı kı	玉	39, 256
の趣旨	以 女图	三美化及い	農業所得の増	人を凶る。		内 訳	県	_
Ħ						武	その他	_
す	·			古町材の凹	下の取組を支採		補助率	標準事業費
事業の内容等	事 地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援 業 (1)地域の農業者等による協議の場の設置等 ア 協議の場の設置に係る調整等 内 協議の実施 ウ 協議の結果の取りまとめ・公表							
実施期間 令和5~6年度 担 当 構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)								

	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
目	_6 次産業化の推進_	加工・販売促進
的	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
別	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
	実施主体別	株式会社日本政策金融公庫

事業名 農業改良資金(国庫・継続)							
アヒ	ピール	担い手の農業経営改善に向る。	可けたチャレ	/ンジを無利子で	で貸付	けけするこ	ことで支援す
事		美の担い手が農業経営の改善 舌かしつつ、農畜産物の加コ		—	予算	章額(刊)	(公庫資金)
争業の	り組む	『場合、あるいは農畜産物》 『場合、あるいは農畜産物』 『や販売方式を導入する場合	スはその加口	L品の新たな生	内	田	_
趣旨	,	公資金を無利子で貸付けする			訳	県	_
Ħ					司人	その他	_
市	-	学付対象事業 5なな典業が明の経営の関係	ムチュ ほりァ ひ ヵ	可力 批判 免機批	n コム	補助率	標準事業費
業							_
の内容等	の 内 2 貸付対象者 容 (1)農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者						
実施	拉期間	昭和31年度~	担当	団体経営改善詞 (内線4799、直泊			• •

	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
目	6 次産業化の推進	加工・販売促進
的	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
別	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	利子補給
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事	業名	農業近代化資金(県単・綿	迷続)				
アヒ	アピール 農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。						けけする。
#		農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設		られる施設等の	設等の 貸付		1, 200, 000
事業の	等人に	ご対し資金を低利で貸付ける) O.		- 	玉	_
の趣旨					内訳	県	1, 200, 000
					八	その他	_
事	_	貸付対象事業 農産物の生産、流通又は加	ロエケン亜チ	3 拨到 (典	ケナ。	補助率	標準事業費
争業の	\ <u>\</u>	展産物の生産、加通文は別 含む)の改良、造成又は取得 果樹その他永年性植物の桐	导 (認定農業	美者は復旧も対象	•	_	_
内容	(3)	乳牛その他の家畜の購入了事業費1,800万円を超えな	又は育成		上出		
等		事業負1,000万円を超える (認定農業者は復旧も対象) 長期運転資金	、V・ル兄/天 Vノ 辰	^{使地等の以及、 [6}	⊒ 川人		
	(6)	展村環境整備資金 農村における給排水施設の	りみ自法はて	7.计取得等			
	, ,	展刊における相が水池版。	7以又也成人	くは水付み			
	(1)	で	農者、要件に	こ合致する農業者	音等		
	3 貸付利率 1.0% ※R5.3.20現在						
	4 償還期間(据置期間)(原則) (1)農業者等 15年以内(3年以内) (2)農協等 15年以内(3年以内)						
	5 貸付限度額 (1)個人 1,800万円 (2)法人 2億円						
	6 融資率 80%以内(認定農業者は100%以内)						
実施期間 昭和36年度~ 担当 団体経営改善課 農業団体指 (内線4799、直通017-734-94)							

目	担い手の育成	経営改善
的	農地の利用集積	規模拡大
別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
	融資制度	融資
	実施主体別	市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事	事業名 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) (国庫・継続)						
アピール 認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金ポイント 貸付けする。							5利な資金を
+		E農業者が農業経営改善計画 X党体トなるなめに必要な拡展			予算	淳額 (刊)	(公庫資金)
事業の		経営体となるために必要な施設 と低利で長期に貸付けする。 ○	可、 (矮/哎、	辰地寺の取付	4	国	_
が趣旨					内	県	_
目					訳	その他	_
II	_	学付対象事業 - 典地学の取得				補助率	標準事業費
事業の内容等	のに対し内 2 貸付対象者国容 認定農業者10/10					_	
	0.55%~1.00% ※R5.3.20現在 化措置の対象となった 4 償還期間25年以内(うち据置10年以内) 場合)						
	5 貸付限度額 (1)個人 3億円(特認 6億円) (2)法人 10億円(特認30億円) 6 融資率 100%						
	【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和5年度金利負担軽減措置】 令和5年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。(ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く)						・農地プランり受けた農業
実施期間 平成6年度~ 担当 団体経営改善課 農業団体の根本である。 (内線4799、直通017-734							

目	担い手の育成	経営改善
的	農地の利用集積	規模拡大
別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
	実施主体別	農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事	事業名 経営体育成強化資金(国庫・継続)						
アピール 認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負ポイント 還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。						をと負債の償	
+	,	E農業者以外の担い手が、			予算	章額 (刊)	(公庫資金)
事業の		こめに必要な施設、機械等 <i>0</i> 设資資金と償還負担を軽減す トス		- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	内	围	_
趣旨	111 () 9) る。			訳	県	_
Ħ					可人	その他	_
事	_	貸付対象事業 農地等の取得				補助率	標準事業費
争業の	(2)	農業用施設、機械等の取得 農産物加工処理・流通販売	-				_
内容		負債整理	旭叹				
等		貸付対象者 図定農業者以外の担い手					
	_	貸付利率 L. 00% ※R5.3.	20現在				
		賞還期間(据置期間)) 25年以内(3年以内)					
	5 貸付限度額 (1)個人 1億5,000万円 (2)法人 5億円						
		融資率 3 0 %					
	【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。						た者であるこ
実施期間 平成13年度~ 担 当 団体経営改善課 農業団 (内線4799、直通017-73							

目 農地の利用集積 的 別	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村

	実施主体	本別	市町村						
事	業名	機構集和	責協力金交付事	業(国庫・刹	継続)				
アピール 農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化に取り組むサポイント 等に対して、機構集積協力金を交付する。					うり組む地域				
事							178, 353		
業の概	貸付に	け等を行	う地域及び農業	者等に対し	て機構	集積協力金	т.	玉	178, 353
趣旨	を父仆	」し、担い	い手への農地の	果惧•果剂1	し を 使 は	些 9 つ 。	内	県	_
							訳	その他	_
+		地域集積物	~~~	の曲は生徒	# 45.1	いて時り知る	Ш	補助率	標準事業費
事業		対し交付		<i>,,</i> , –,,,,,,	• 集約1	上に取り組む	'地	10/10	_
の内	区	分 —	機構の活用率 一般地域	<u>(</u>	<i>;</i>	交付単価*			
容	区分			%超15%以下		1.0万円/10a			
等						1.6万円/10a			
	区分	3 70%	超80%以下 30)%超50%以下		2.2万円/10a			
	区分	} 4 80%	超 50)%超80%以下		2.8万円/10a			
	区分	} 5	80)%超		3.4万円/10a			
	区分 3 70%超80%以下 30%超50%以下 2.2万円/10a 区分 4 80%超 50%超80%以下 2.8万円/10a					等 等			
実施	3経営転換協力金: 農地所有者が機構に対して自作地を10年以上貸し付けること 等実施期間平成26年度~担 当 構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)				レープ				

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
	実施主体別	公益社団法人あおもり農業支援センター

事	業名	農地中間管理事業(国庫·	・継続)					
アピールポイント		(公社) あおもり農業支援センター(農地中間管理機構)が借り受けた農地を、担い手は支援センターからまとまった形で借り受けることができる。 特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。						
		経営の規模拡大や農地の		** ** *	予算	章額(刊)	186, 735	
事業)向上を図るために、(公社 『農地の貸借及び売買を行う	-	農業支援セン		玉	145, 053	
の趣					内	県	41, 682	
山田	訳			訳	その他	_		
+		と地中間管理事業(貸借) ・ 単いなまだわいなった。	1 至 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	、壬典字祭に代4	쇼) 쇼	補助率	標準事業費	
事業の		農地を支援センターが借り 必要な場合には基盤整備等		`于辰豕寺に買1	寸 ()	_	_	
内容等	/*	と地売買等事業(特例事業) 口売:支援センターが農地を	,	売渡し				
	【条件】 1 農地中間管理事業 (1)地域計画の区域内 支援センターは、市町村が策定する地域計画の達成に資するよう目標地図に位置付けられた担い手等に農地を貸し付ける。 また、地域計画の変更が行われることが確実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた担い手等以外にも貸し付けることができる。 (2)地域計画の区域外 農業委員会の要請等による促進計画案の提出があった場合、その計画案の担い手等に農地を貸し付けることができる。 2 農地売買等事業 即売の売渡先は、地域計画に位置付けられた者、認定農業者、認定新規就農者、基本 構想水準到達者であること。					、目標地図に		
実別	並期間	平成26年度~	担当	構造政策課				

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 / 農地情報収集・提供
	実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区

事	事業名 経営体育成基盤整備事業(ソフト)(国庫・継続) 						
アピール 土地利用型作物の集団化及び土地利用率向上等により質の高い農用地の利 ポイント 集積が促進される。また、促進費の交付により農家負担が軽減される。						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	は場整備事業等の実施を契機に、効率的・安定				予算	章額 (刊)	115, 808
事業の		み、将来の農業生産を担う D利用集積を図る。	うと見込まれる者に対して農		内	玉	63, 955
趣旨					訳	県	51, 853
Ħ					印入	その他	_
事		高度土地利用調整事業 - 埃道東業・利用集積の増	半准 . 长道			補助率	標準事業費
事業の内容等	(2)) 指導事業:利用集積の推進・指導 《事業実施主体》 県) 調査・調整事業:改良区・市町村・農協の土地利用・ 整活動 《事業実施主体》 市町村、土地改良区			• 調	1(1) 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%	_
		2 農業経営高度化促進事業 中心経営体の農地集積率に応じて促進費を交付 《事業実施主体》 県				1 (2) 国50% 中山間地域等 国55%	
						2 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%	
【採択要件】 1 経営体育成基盤整備事業 (ハード) と一体 2 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画に基づき集積を進める。 3 県が作成する農用地利用集積促進土地改良整備計画及び農業経営高度化計画に基づき集積を進める。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区 : 8地区 2 関係市町村:青森市、五所川原市、つがる市、蓬田村、板柳町、中泊町、南部町							
実施期間 平成18年度~ 担当 農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)							

目	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
的	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
別		
	実施主体別	県

	AII & E4						
事業名 経営体育成基盤整備事業(ハード)(国庫・継続)							
アピールポイント		将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。					
+		効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。 た		章額(秤)	2, 318, 011		
事業	必要な			国	1, 272, 385		
の趣し	を一位			県	637, 455		
口目				その他	408, 171		
		域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、 表における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、	-	補助率	標準事業費		
事業の内容等	体的以上 1 2 3 4 5 6 7	情状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的で実施するものであり、次に掲げる1~7の事業のうち(3と5は単独でも可)の事業を実施する。 農業用用排水施設整備 農道整備 区画整理 農用地造成 暗渠排水 客土 除礫 実施主体》		工事費 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%			
 【採択要件】 1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた地の利用集積率の増加等。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数:21地区 					成と併せた農		

2 関係市町村:青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、十和田市、今別町、蓬田村、

藤崎町、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町

 実施期間
 平成15年度~
 担当
 農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)

目	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
的	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
別		
	実施主体別	県

事	業名	畑地帯総合整備事業(国	国庫・継続)					
	アピール 畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消されポイント 品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。					ぶ解消され、		
+	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /					章額 (刊)	120, 000	
事業	盤整備	おいて必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基 - 盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援				国	60, 000	
の趣	を一位定を図	▶的に実施し、畑作物の <u>₹</u> 図る。	E産振興及(が担い手の経宮安	内	県	33, 000	
山口					訳	その他	27, 000	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			L	補助率	標準事業費	
事業		農業用用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、 除礫、農用地造成、農地保全				工事費	_	
の内容等	容 土壤改良、交換分合等					国 50.0% 県 27.5%		
	【採択要件】 1 担い手育成型 (1)受益面積が概ね20ha以上であること。 2 担い手支援型 (1)受益面積が概ね30ha以上であること。 (2)担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。 (3)受益面積のうち3戸以上が担い手であること。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数:1地区 2 事業実施地域:青森市							
実別	実施期間 令和3年度~ 担当 農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)							

目	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
的	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道、農用地造成)
別		
	実施主体別	県

事	事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業(国庫・継続)							
7	— —	成地 阳日在城阱员建成地歪曲 7 未(四岸)						
	アピール 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業ポイント 用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。				青・同意・費			
事		也中間管理機構が借り入れている農地について、農業	予算	章額(秤)	345, 396			
業の	地のナ	がらの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農 他の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による 但い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力 のある農業の実現に資する。		国	215, 872			
趣旨				県	94, 985			
Ħ					34, 539			
事		、手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が信 にいる農地について、次の事業を実施する。	告り	補助率	標準事業費			
事業の内容等	1 2 3 4 5 6 7	農業用用排水施設整備 農道整備 区画整理 農用地造成 暗渠排水 客土 除礫 実施主体》		工事費 国 62.5% 県 27.5%	_			

【採択要件】

- 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。
- 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権(土地改良事業計画の公告日から15年以上)を有すること。
- 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上(中山間地域はおおむね5ha以上)であること。 ※その算入範囲は大字を単位(営農上の一体性がある場合はその範囲)
- 4 事業対象農地がおおむね 1 ha以上(中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上)のまとまりを有する農地で構成されること。
- 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。
- 6 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、担い手の農地利用集積率 及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。
- 7 事業完了後5年以内(果樹等については10年以内)に収益性が20%以上向上すること。

【令和5年度実施計画等】

- 1 実施地区数:8地区
- 2 関係市町村:青森市、弘前市、中泊町、五戸町、藤崎町、田舎館村

実施期間 令和元年度~ 担	当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)
---------------	---	---

 目 農地の利用集積
 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化

 的 生産基盤の整備
 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入)

 別 機械・施設の整備
 リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)

 実施主体別
 県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等

事	業名	農地耕作条件改善事業(国庫・継続)							
アピールポイント			と・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理 賃積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダ は対策等を実施できる。						
事		也中間管理機構による農地集積・集約化を加速するた	予算額(秤)		625, 975				
事業の	なニー	世畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様一ズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進	4	国	563, 286				
趣旨	める。		内	県	34, 925				
Ħ			訳	その他	27, 764				
事		三額助成 - 四の区画はよ。(2)畑の区画はよ。(2)晾さった	ماد جارد	補助率	標準事業費				
事業の	(4)	田の区画拡大 (2)畑の区画拡大 (3)暗きょ技 湧水処理 (5)末端畑地かんがい施設	工事費	_					
の内容		土層改良 (7)更新整備 (8)条件改善推進費高収益作物転換推進費(10)水田貯留機能向上推進		 定額 国					
等		三率助成 農業用用排水施設 (2)暗きよ排水 (3)土層。	100%						
	(4)		定率 【県営】						
	(9)	スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援		国 50.0%					
		高収益作物導入支援 (14) 指導		中山間地域等 55.0%					
	3	是 地集積推進助成	県 27.5%						
	《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人								
	【採択	 l要件】		J					
	1 填	農地中間管理事業を重点的に実施する区域等、又は人・	 捜地フ	プランが実	質化された区				
	2 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、 害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。 3 総事業費200万円以上であること。 4 受益者数2者以上であること。等								
【令和5年度実施計画等】 1 実施地区 : 8地区									
	2	関係市町村:青森市、八戸市、つがる市、平川市、田舎館	村、	中泊町					

農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)

担 当

実施期間

平成27年度~